平成２９年（フ）第５号
兵庫県淡路市大町下60番地１　大町下団地Ｂ－１
債務者　倉本　昌人
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
兵庫県南あわじ市山添359番１地
債務者　奥田　尚之
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第２００号
大阪府松原市北新町４丁目11番23―605号、申立時奈良県大和高田市昭和町８番11―309号朝日プラザイーストウイング
債務者　石田　康子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
奈良県大和高田市高砂町６番４号
債務者　齊藤　敏雄
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（42―204）
債務者　田中　孝司
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番５―501号
債務者　髙橋　和子（旧姓上浪）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
徳島県吉野川市山川町前川173番地２　山川アパート３号室
債務者　土肥　　勝
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６４号
徳島県吉野川市山川町前川173番地２　山川アパート３号室
債務者　土肥　明美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山267番地植松団地　２―５号
債務者　藤原　律子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１６号
福岡県嘉麻市漆生839番地26　コーポプルミエＢ号
債務者　藤川喜美子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門4118番地２
債務者　中川まゆみ（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第６号
熊本県荒尾市一部2157番地67
債務者　荒木　翔平
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７０号
宮崎市上野町２番24号　Ｋコーポ203号、前住所宮崎市大工１丁目５番５号　小戸ハイツ105号
債務者　森本ヤスヱ
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７８号
宮崎市太田３丁目８番25号　太田町マンション202号、前住所宮崎市阿波岐原町火切塚1488番地　メゾンイーストⅡ１号館202号
債務者　西田圭太郎
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目34番54―34号
債務者　西　美代子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市犬迫町7162―１　第二千草寮、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4530番地５
債務者　濱田のり子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０号
鹿児島県出水市麓町５番27号　麓ハイツ101号
債務者　石橋　勝明
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係